

会議録

第12回宮古島市教育委員会（定例会・臨時会）

| | |
|---------|--|
| 日 時 | 平成28年3月25日（金） 午後2時30分 開会 |
| 場 所 | 平良庁舎3階庁議室 |
| 出席委員名 | 委員長 佐和田 貴美子 委員長職務代理者 野原 敏之 委員 佐和田 勝彦 教育長 宮國 博 |
| 欠席委員名 | |
| 説 明 員 | 学校教育課長 前泊 一郎 学校教育課指導主事 与那覇 周作 中央公民館長 島尻 強 |
| 事 務 局 員 | 生涯学習部長 平良 哲則 教育総務課長 上地 成人 総務係長 松堂 英彦 |
| 欠席事務局員 | 教育部長 仲宗根 均 |

| 議案等 | 件 名 | 結果 |
|------|---------------------------|----|
| 承認事項 | 会議録の承認について(平成27年度第11回定例会) | 承認 |
| 承認事項 | 会議録の承認について(平成27年度第5回臨時会) | 承認 |
| 承認事項 | 会議録の承認について(平成27年度第6回臨時会) | 承認 |
| 承認事項 | 会議録の承認について(平成27年度第7回臨時会) | 承認 |

| | | |
|----------|---|-----|
| | 会) | |
| 報 告 | 教育長報告 | — |
| 議案第 36 号 | 宮古島市教育委員会定期人事異動の承認について | 可 決 |
| 議案第 37 号 | 宮古島市（久松・下崎・西原）地区公民館長の委嘱について | 可 決 |
| 議案第 38 号 | 宮古島市公民館運営審議会委員の委嘱について | 可 決 |
| 議案第 39 号 | 「不登校等課題を抱える児童生徒の出席取り扱い及び学習評価に関する指針」について | 可 決 |
| 議案第 40 号 | 宮古島市教育相談室設置規則の一部を改正する規則について | 可 決 |
| その他 | 平成 28 年度入学式における教育委員会告辞について | — |
| その他 | 3 月定例議会一般質問要旨・答弁について | — |

| | |
|-----|--|
| 備 考 | |
|-----|--|

会議録

| | |
|-----------|--|
| 佐和田委員長 | <p>これより第12回教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>それでは議事日程に入ります。日程第1から日程第4は承認事項となっており、第11回定例会、第5回臨時会、第6回臨時会、第7回臨時会の会議録の承認です。一括して承認を求めたいと思いますので会議録の確認をお願いします。</p> <p>会議録について質疑がありましたら発言をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 佐和田委員長 | <p>日程第1から第4については承認といたします。</p> <p>続きまして日程第5 教育長報告となっております。報告をお願いします。</p> |
| 教育総務課総務係長 | <p>※別紙 教育長報告（本日までの主な経過報告）について読み上げて報告。</p> |
| 佐和田委員長 | <p>教育長日程について確認したことがありましたらどうぞ。</p> <p>(発言無し)</p> |
| 佐和田委員 | <p>続きまして日程第6 議案第36号 宮古島市教育委員会定期人事異動の承認については人事に関する議案となっておりますので宮古島市教育委員会会議規則第6条の規定により秘密会としてよろしいですか。</p> |
| 佐和田委員長 | <p>(異議なし)</p> <p>※議案第36号については、秘密会とし非公開とする。</p> <p>議案第36号可決。</p> |
| 佐和田委員長 | <p>日程第7 議案第37号 宮古島市（久松・下崎・西原）地区公民館長の委嘱について提案と説明をお願いします。</p> |

| | |
|------------|--|
| 宮國教育長 | ※議案第37号 読み上げて提案 |
| 中央公民館長 | ※別紙「宮古島市地区公民館長推薦名簿」を読み上げて説明。 |
| 佐和田委員長 | 質疑がありましたら発言をお願いします。 |
| 野原委員長職務代理者 | これは各地区、各自治会からの推薦ですか。 |
| 中央公民館長 | はい。 |
| 佐和田委員長 | 議案第37号については可決してよろしいでしょうか。 |
| | (異議なし) |
| 佐和田委員長 | 議案第37号については原案のとおり可決とします。 続きまして、日程第8 議案第38号 宮古島市公民館運営審議会委員の委嘱について提案と説明をお願いします。 |
| 宮國教育長 | ※議案第38号 読み上げて提案 |
| 中央公民館長 | ※別紙「宮古島市公民館運営審議会規則、宮古島市公民館運営審議委員名簿」を読み上げて説明。 |
| 佐和田委員長 | 議案第38号については可決してよろしいでしょうか。 |
| | (異議なし) |
| 佐和田委員長 | 議案第38号については原案のとおり可決とします。 続きまして、日程第9 議案第39号 不登校等課題を抱える児童生徒の出席取り扱い及び学習評価に関する指針について提案と説明をお願いします。 |
| 宮國教育長 | ※議案第39号 読み上げて提案。 |
| 学校教育課指導主事 | ※別紙「不登校等課題を抱える児童生徒の出席取り扱い及び学習評価に関する指針（案）」で説明。 |

本市におきましては様々な理由から不登校等の課題を抱える生徒がいます。不登校等に対応して生徒指導関連事業等がありますが、まず適応指導教室に通う子ども達、登校しても別室で授業を受けている子ども達、入院によって院内学校に通う子ども達、不登校としましては家庭内に引きこもっていたり、遊び非行で学校に通わない子ども達がいます。そういう児童生徒に対して各学校では独自の指針を作つて対応している状況があります。

そこで、文科省からの通達等を参考し、宮古島市の基本的な考え方や対応を取り纏めた指針を作成しました。各学校においてはこの宮古島市教育委員会が出す指針を参考にして、出席の取り扱いや学習を保証するという観点から適切な評価について対応を行うという目的で本指針を提案します。

中身については、1ページ目ですが課題を抱える児童生徒の出席の取り扱い、行事等に参加したり部分登校した場合も出席として認める。適応指導教室等に行った場合も出席と認める。教育相談室の来室、相談等においても出席と認める。等、基本基準を示して学校長の判断で出席の取り扱いを決めていくということになります。

2ページ目には文科省からの通達等の抜粋を載せてあります。根拠となる部分なので各学校で参考にしてもらいたいと思います。

3ページ目には学習評価の要件です。これに関しては、支援員が家庭に出向き子ども達を支援をしている、或いは適応指導教室で学習をしている。その評価を出す際に各学校と連携をして評価の説明を学校からしてもらい、評価の材料となるプリントやノートの提出等を示してもらい、それによって各児童生徒を適切に評価していく这样一个方法を載せてあります。

どちらも指導要録に載せる出席、評価について指針を市として示すということで今回作成しました。

佐和田委員

今まででは学校ごとに独自で評価し、評価するにも学校ごとで対応が違っていたということですか。

学校教育課長

はい。違っていたのでこれを今回教育委員会として示しました。

佐和田委員長

議案第39号については可決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

| | |
|------------|---|
| 佐和田委員長 | 議案第39号については原案のとおり可決とします。 続きまして、日程第10 議案第40号 宮古島市教育相談室設置規則の一部を改正する規則について提案と説明をお願いします。 |
| 宮國教育長 | ※議案第40号 読み上げて提案。 |
| 学校教育課長 | 生徒指導関連事業として4つの事業があり、スクールソーシャルワーカー事業、適応指導教室事業、学習支援員事業、教育相談室の事業です。そのなかで教育相談室以外の3つは各現場からのニーズが増加している状況にあるが、教育相談室のこれまで果たしてきた効果は成果は見られますが近年においてはニーズがやや減少しがちになっていっていることで、これについて業務内容を電話相談と来所相談を主としていましたが、もう少し子どもや保護者に寄り添う積極的な相談業務に変えていく必要があるという考え方で業務内容の一部改正の提案となります。 |
| | ※別紙「宮古島市教育相談室設置規則新旧対照表」を読み上げて説明。 |
| 野原委員長職務代理者 | 当初、相談員は2人から始まり、ニーズが高まり4人になり、その後にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど似たような仕事をする皆さんが増え、今こういう状態になっていると思いますが、スクールソーシャルワーカーと相談員の違いは何ですか。 |
| 学校教育課指導主任 | ソーシャルワーカーは学校の先生達が出来ないような部分、福祉や医療あらゆる専門性がある部分に実際に繋いであげる役目、相談員は悩みを聞いて解決法を一緒に考えていきます。 |
| 野原委員長職務代理者 | までいだ教室との連携が薄いように思いますが、もう少し連携を取って学習支援をしていく必要があるのでは。 |
| 宮國教育長 | 4つの事業をもう少し精査する必要があります。精査してみてそれを横に繋げるような工夫をしたいと思います。 |
| 佐和田委員長 | 現在ソーシャルワーカー、スクールカウンセラーは何人いますか。 |
| 学校教育課長 | ソーシャルワーカーは6名、カウンセラーは市ではなく県に2名 |

| | |
|--------|--|
| | です。 |
| 佐和田委員長 | アシスト相談員は何人ですか |
| 学校教育課長 | <p>アシスト相談員は県の事業です。伊良部地区に1名、全中学校に1名、全小学校に1名という形を取っています。</p> <p>伊良部地区は拠点校を佐良浜に置き、残りの3校を巡回するという形です。</p> |
| 佐和田委員長 | スクールソーシャルワーカーは家庭と連携し、問題を改善するケースがよくあるので大事だと思います。 |
| 宮國教育長 | 課題を抱えた子ども達も増えてきているわけですから、人員増や待遇改善等含めて精査していきたいと思います。 |
| 佐和田委員長 | 議案第40号については可決してよろしいでしょうか。 |
| | (異議なし) |
| 佐和田委員長 | 議案第40号については原案のとおり可決とします。 |
| 学校教育課長 | 日程第11その他 平成28年度入学式における教育委員会告辞について |
| | ※各学校割り当て調整 |
| | 日程第12その他 3月定例議会一般質問要旨・答弁について |
| | それでは本日の日程はすべて終了しました。 閉会します。お疲れ様でした。 |
| | 委員長 佐和田 貴美子  |
| | 記録者 池村 達明  |